（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条　地方税法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改め、同項ただし書中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

附則第二項及び第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条　地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第五号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第三条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第二項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年度及び平成三十三年度」を「令和二年度及び令和三年度」に改め、同条第三項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改める。

附則第六条中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改める。

附則第七条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第九条第二項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第十条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度から平成四十六年度まで」を「令和元年度から令和十六年度まで」に改め、同項の表平成三十一年度から平成三十三年度までの項中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和元年度から令和三年度まで」に改め、同表平成三十四年度から平成四十五年度までの項中「平成三十四年度から平成四十五年度まで」を「令和四年度から令和十五年度まで」に改め、同表平成四十六年度の項中「平成四十六年度」を「令和十六年度」に改める。

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十三号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中

「

素材	白銅及び銅
品位	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五
量目	四・八グラム
直径	二十二・六ミリメートル
形式	  

」

を